

# 官報

(号外)  
独立行政法人国立印刷局

## 目次

### 〔省 令〕

○ 医師法施行規則等の一部を改正する省令(厚生労働二)

○ 労働災害防止団体系法施行規則等の一部を改正する省令(同三)

### 〔告 示〕

○ 政府資金調達事務取扱規則第五條第十一項の規定に基づき発行した政府短期証券の発行条件等を告示(財務三〇七、一〇)

○ 国債の発行等に関する省令第五條第十一項の規定に基づき発行した割引短期国債の発行条件等を告示(同八)

○ 国債の発行等に関する省令第七條第三項の規定に基づき発行した割引短期国債の発行条件等を告示(同九)

### 〔官庁報告〕

#### 国家試験

平成二十五年度一級土木施工管理技術検定及び二級土木施工管理技術検定の実施について(国土交通省)

平成二十五年度一級建築施工管理技術検定及び二級建築施工管理技術検定の実施について(同)

平成二十五年度一級電気工事施工管理技術検定及び二級電気工事施工管理技術検定の実施について(同)

平成二十五年度一級管工事施工管理技術検定及び二級管工事施工管理技術検定の実施について(同)

平成二十五年度一級造園施工管理技術検定及び二級造園施工管理技術検定の実施について(同)

平成二十五年度一級建設機械施工技術検定・二級建設機械施工技術検定の学科試験及び実地試験の実施について(同)

### 〔公 告〕

#### 諸事項

#### 裁判所

破産、免責関係  
特殊法人等

独立行政法人都市再生機構、東日本高速道路株式会社料金の額及び徴収期間の変更、日本弁護士連合会懲戒の処分・裁決取消訴訟の判決確定関係

#### 地方公共団体

行旅死亡人、無縁墳墓等改葬関係

#### 会社その他

会社決算公告

## 省 令

### ○ 厚生労働省令第二号

医師法施行令(昭和二十八年政令第三百八十二号)第三條及び第十一條、歯科医師法施行令(昭和二十八年政令第三百八十三号)第三條及び第十一條、診療放射線技師法施行令(昭和二十八年政令第三百八十五号)第一條の二及び第五條、保健師助産師看護師法施行令(昭和二十八年政令第三百八十六号)第一條の三及び第十條、齒科技工士法施行令(昭和三十年政令第二百二十八号)第一條及び第八條、臨床検査技師等に関する法律施行令(昭和三十三年政令第二百二十六号)第一條及び第二十條、薬剤師法施行令(昭和三十六年政令第十三号)第三條及び第十一條、理学療法士及び作業療法士法施行令(昭和四十年政令第三百二十七号)第一條及び第八條(視能訓練士法施行令(昭和四十六年政令第二百四十六号)第一條及び第八條、臨床工学技士法(昭和六十二年法律第六十号)第九條並びに義肢装具士法(昭和六十二年法律第六十一号)第九條の規定に基づき、医師法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。  
平成二十五年一月九日 厚生労働大臣 田村 憲久

### 医師法施行規則等の一部改正

第一条 医師法施行規則(昭和二十三年厚生省令第四十七号)の一部を次のように改正する。

第一条の三第二項第二号中「戸籍抄本」の下に「(出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)第十九條の三に規定する中长期在留者(以下「中长期在留者」という。))及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成三年法律第七十一号)に定める特別永住者(以下「特別永住者」という。))にあつては住民票の写し(住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)第三十條の四十五に規定する国籍等を記載したものに限る。第三條第一項及び第四條において同じ。))とし、出入国管理及び難民認定法第十九條の三各号に掲げる者にあつては旅券その他の身分を証する書類の写し及び同項の申請の事由を証する書類とする。」を加える。

第三条第一項中「戸籍抄本」の下に「(中长期在留者及び特別永住者にあつては住民票の写し及び同条第一項の申請の事由を証する書類とし、出入国管理及び難民認定法第十九條の三各号に掲げる者にあつては旅券その他の身分を証する書類の写し及び同項の申請の事由を証する書類とする。))」を加える。

第四条中「戸籍抄本」の下に「(中长期在留者及び特別永住者にあつては住民票の写し及び同条第一項の申請の事由を証する書類とし、出入国管理及び難民認定法第十九條の三各号に掲げる者にあつては旅券その他の身分を証する書類の写し及び同項の申請の事由を証する書類とする。))」を加え、同条の次に次の一条を加える。  
(免許証の再交付の申請手続)

### 第四条の二 令第九條第二項の申請書には、戸籍簿本若しくは戸籍抄本又は住民票の写し(住民基本台帳法第七條第五号に掲げる事項(中长期在留者及び特別永住者にあつては、同法第三十條の四十五に規定する国籍等)を記載したものに限る。)(出入国管理及び難民認定法第十九條の三各号に掲げる者にあつては、旅券その他の身分を証する書類の写し。))を添えなければならない。

(歯科医師法施行規則の一部改正)  
第二条 歯科医師法施行規則(昭和二十三年厚生省令第四十八号)の一部を次のように改正する。

第一条の三第二項第二号中「戸籍抄本」の下に「(出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)第十九條の三に規定する中长期在留者(以下「中长期在留者」という。))及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成三年法律第七十一号)に定める特別永住者(以下「特別永住者」という。))にあつては住民票の写し(住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)第三十條の四十五に規定する国籍等を記載したものに限る。第三條第一項及び第四條において同じ。))とし、出入国管理及び難民認定法第十九條の三各号に掲げる者にあつては旅券その他の身分を証する書類の写し及び同項の申請の事由を証する書類とする。」を加える。

第三条第一項中「戸籍抄本」の下に「(中长期在留者及び特別永住者にあつては住民票の写し及び同条第一項の申請の事由を証する書類とし、出入国管理及び難民認定法第十九條の三各号に掲げる者にあつては旅券その他の身分を証する書類の写し及び同項の申請の事由を証する書類とする。))」を加える。

第四条中「戸籍抄本」の下に「(中长期在留者及び特別永住者にあつては住民票の写し及び同条第一項の申請の事由を証する書類とし、出入国管理及び難民認定法第十九條の三各号に掲げる者にあつては旅券その他の身分を証する書類の写し及び同項の申請の事由を証する書類とする。))」を加え、同条の次に次の一条を加える。



第三条の三中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の申請書には、戸籍の謄本若しくは抄本又は住民票の写し(住民基本台帳法第七條第五号に掲げる事項(中長期在留者及び特別永住者にあつては、同法第三十條の四十五に規定する国籍等)を記載したものに限る。)(出入国管理及び難民認定法第十九條の三各号に掲げる者については、旅券その他の身分を証する書類の写し)を添えなければならない。

(業剤師法施行規則の一部改正)  
第七條 業剤師法施行規則(昭和三十六年厚生省令第五号)の一部を次のように改正する。

第一條第二項第一号中「抄本」の下に「(出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)第十九條の三に規定する中長期在留者(以下「中長期在留者」という。))及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成三年法律第七十一号)に定める特別永住者(以下「特別永住者」という。))にあつては住民票の写し(住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)第三十條の四十五に規定する国籍等を記載したものに限る。第三條第二項及び第五條第二項において同じ。))とし、出入国管理及び難民認定法第十九條の三各号に掲げる者にあつては旅券その他の身分を証する書類の写しとする。」を加える。

第三條第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同條第三項とし、同條第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の申請書には、戸籍の謄本又は抄本(中長期在留者及び特別永住者にあつては住民票の写し及び令第五條第一項の申請の事由を証する書類とし、出入国管理及び難民認定法第十九條の三各号に掲げる者にあつては旅券その他の身分を証する書類の写し及び同項の申請の事由を証する書類とする。)を添えなければならない。

2 前項の申請書には、戸籍の謄本又は抄本(中長期在留者及び特別永住者にあつては住民票の写し及び令第八條第一項の申請の事由を証する書類とし、出入国管理及び難民認定法第十九條の三各号に掲げる者にあつては旅券その他の身分を証する書類の写し及び同項の申請の事由を証する書類とする。)を添えなければならない。

第六條中第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の申請書には、戸籍の謄本若しくは抄本又は住民票の写し(住民基本台帳法第七條第五号に掲げる事項(中長期在留者及び特別永住者にあつては、同法第三十條の四十五に規定する国籍等)を記載したものに限る。)(出入国管理及び難民認定法第十九條の三各号に掲げる者にあつては、旅券その他の身分を証する書類の写し)を添えなければならない。

(理学療法士及び作業療法士法施行規則の一部改正)  
第八條 理学療法士及び作業療法士法施行規則(昭和四十年厚生省令第四十七号)の一部を次のように改正する。

第一條の三第二項第一号中「抄本」の下に「(出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)第十九條の三に規定する中長期在留者(以下「中長期在留者」という。))及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成三年法律第七十一号)に定める特別永住者(以下「特別永住者」という。))にあつては住民票の写し(住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)第三十條の四十五に規定する国籍等を記載したものに限る。第三條第二項及び第五條第二項において同じ。))とし、出入国管理及び難民認定法第十九條の三各号に掲げる者にあつては旅券その他の身分を証する書類の写しとする。」を加える。

第三條第一項中「第三條第一項」を「第三條第二項」に改め、同條第二項中「抄本」の下に「(中長期在留者及び特別永住者にあつては住民票の写し及び令第三條第一項の申請の事由を証する書類とし、出入国管理及び難民認定法第十九條の三各号に掲げる者にあつては旅券その他の身分を証する書類の写し及び同項の申請の事由を証する書類とする。))」を加える。

2 前項の申請書には、戸籍の謄本又は抄本(中長期在留者及び特別永住者にあつては住民票の写し及び令第五條第一項の申請の事由を証する書類とし、出入国管理及び難民認定法第十九條の三各号に掲げる者にあつては旅券その他の身分を証する書類の写し及び同項の申請の事由を証する書類とする。)を添えなければならない。

2 前項の申請書には、戸籍の謄本又は抄本(中長期在留者及び特別永住者にあつては住民票の写し及び令第五條第一項の申請の事由を証する書類とし、出入国管理及び難民認定法第十九條の三各号に掲げる者にあつては旅券その他の身分を証する書類の写し及び同項の申請の事由を証する書類とする。)を添えなければならない。

第六條中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の申請書には、戸籍の謄本若しくは抄本又は住民票の写し(住民基本台帳法第七條第五号に掲げる事項(中長期在留者及び特別永住者にあつては、同法第三十條の四十五に規定する国籍等)を記載したものに限る。)(出入国管理及び難民認定法第十九條の三各号に掲げる者にあつては、旅券その他の身分を証する書類の写し)を添えなければならない。

(視能訓練士法施行規則の一部改正)  
第九條 視能訓練士法施行規則(昭和四十六年厚生省令第二十八号)の一部を次のように改正する。

第一條中「当たつて」を「当たつて」に改める。  
第一條の二中「行つた」を「行つた」に改める。  
第一條の三第二項第一号中「抄本」の下に「(出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)第十九條の三に規定する中長期在留者(以下「中長期在留者」という。))及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成三年法律第七十一号)に定める特別永住者(以下「特別永住者」という。))にあつては住民票の写し(住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)第三十條の四十五に規定する国籍等を記載したものに限る。第三條第二項及び第五條第二項において同じ。))とし、出入国管理及び難民認定法第十九條の三各号に掲げる者にあつては旅券その他の身分を証する書類の写しとする。」を加える。

第三條第一項中「第三條第一項」を「第三條第二項」に改め、同條第二項中「抄本」の下に「(中長期在留者及び特別永住者にあつては住民票の写し及び令第三條第一項の申請の事由を証する書類とし、出入国管理及び難民認定法第十九條の三各号に掲げる者にあつては旅券その他の身分を証する書類の写し及び同項の申請の事由を証する書類とする。))」を加える。

2 前項の申請書には、戸籍の謄本又は抄本(中長期在留者及び特別永住者にあつては住民票の写し及び令第五條第一項の申請の事由を証する書類とし、出入国管理及び難民認定法第十九條の三各号に掲げる者にあつては旅券その他の身分を証する書類の写し及び同項の申請の事由を証する書類とする。)を添えなければならない。

2 前項の申請書には、戸籍の謄本又は抄本(中長期在留者及び特別永住者にあつては住民票の写し及び令第五條第一項の申請の事由を証する書類とし、出入国管理及び難民認定法第十九條の三各号に掲げる者にあつては旅券その他の身分を証する書類の写し及び同項の申請の事由を証する書類とする。)を添えなければならない。

第六條中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の申請書には、戸籍の謄本若しくは抄本又は住民票の写し(住民基本台帳法第七條第五号に掲げる事項(中長期在留者及び特別永住者にあつては、同法第三十條の四十五に規定する国籍等)を記載したものに限る。)(出入国管理及び難民認定法第十九條の三各号に掲げる者にあつては、旅券その他の身分を証する書類の写し)を添えなければならない。

(臨床工学技士法施行規則の一部改正)  
第十條 臨床工学技士法施行規則(昭和六十三年厚生省令第十九号)の一部を次のように改正する。

第一條中「当たつて」を「当たつて」に改める。  
第一條の三第二項第一号中「抄本」の下に「(出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)第十九條の三に規定する中長期在留者(以下「中長期在留者」という。))及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成三年法律第七十一号)に定める特別永住者(以下「特別永住者」という。))については住民票の写し(住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)第三十條の四十五に規定する国籍等を記載したものに限る。第三條第二項及び第六條第二項において同じ。))とし、出入国管理及び難民認定法第十九條の三各号に掲げる者については旅券その他の身分を証する書類の写しとする。」を加える。

第三條第二項中「抄本」の下に「(中長期在留者及び特別永住者については住民票の写し及び同項の申請の事由を証する書類とし、出入国管理及び難民認定法第十九條の三各号に掲げる者については旅券その他の身分を証する書類とする。))」を加える。

第六條第二項中「免許証」の下に「及び戸籍の謄本又は抄本(中長期在留者及び特別永住者については住民票の写し及び同項の申請の事由を証する書類とし、出入国管理及び難民認定法第十九條の三各号に掲げる者については旅券その他の身分を証する書類の写し及び同項の申請の事由を証する書類とする。))」を加える。

第六條第二項中「免許証」の下に「及び戸籍の謄本又は抄本(中長期在留者及び特別永住者については住民票の写し及び同項の申請の事由を証する書類とし、出入国管理及び難民認定法第十九條の三各号に掲げる者については旅券その他の身分を証する書類の写し及び同項の申請の事由を証する書類とする。))」を加える。

第七條第二項中「申請書」の下に「戸籍の謄本若しくは抄本又は住民票の写し（住民基本台帳法第七條第五号に掲げる事項（中长期在留者及び特別永住者については、同法第三十條の四十五に規定する国籍等）を記載したものに限り。）（出入国管理及び難民認定法第十九條の三各号に掲げる者については、旅券その他の身分を証する書類の写し）を添え、これを加える。」（義肢器具土法施行規則の一部改正）

第一条の三第二項第一号中「抄本」の下に「（出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第十九條の三に規定する中长期在留者（以下「中长期在留者」という。）及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特別法（平成三年法律第七十一号）に定める特別永住者（以下「特別永住者」という。）については住民票の写し（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十條の四十五に規定する国籍等を記載したものに限り。第三條第二項及び第六條第二項において同じ。）とし、出入国管理及び難民認定法第十九條の三各号に掲げる者については旅券その他の身分を証する書類の写しとする。）を加える。」

○厚生労働省令第三号  
労働災害防止団体系（昭和三十九年法律第一百八十八号）、労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）及び作業環境測定法（昭和五十年法律第二十八号）の規定に基づき、労働災害防止団体系施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。  
平成二十五年一月九日  
厚生労働大臣 田村 憲久

労働災害防止団体系施行規則等の一部を改正する省令  
（労働災害防止団体系施行規則の一部改正）  
第一条 労働災害防止団体系施行規則（昭和三十九年労働省令第十九号）の一部を次のように改正する。  
第一条第一号中「卒業した者」の下に「（独立行政法人大学評価・学位授与機構（次条第二号において「機構」という。）により学士の学位を授与された者（当該学科を修めた者に限り。又はこれと同等以上の学力を有する者を含む。））を加える。」  
第二条第二号中「卒業した者」の下に「（機構により学士の学位を授与された者（当該学科を修めた者に限り。又はこれと同等以上の学力を有する者を含む。））を加える。」  
第十二条中「様式第二十一号の二」を「様式第二十一号の二」に改める。  
（労働安全衛生規則の一部改正）  
第二条 労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号）の一部を次のように改正する。  
第五條第一号イを次のように改める。

イ 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学（旧大学令（大正七十七年勅令第三百八十八号）による大学を含む。以下同じ。）又は高等専門学校（旧専門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）による専門学校を含む。以下同じ。）における理科系統の正規の課程を修めた者（独立行政法人大学評価・学位授与機構（以下「大学評価・学位授与機構」という。）に

第三条第二項中「抄本」の下に「中长期在留者及び特別永住者については住民票の写し及び同項の申請の事由を証する書類とし、出入国管理及び難民認定法第十九條の三各号に掲げる者については旅券その他の身分を証する書類の写し及び同項の申請の事由を証する書類とする。」を加える。  
第六条第二項中「免許証」の下に「及び戸籍の謄本若しくは抄本（中长期在留者及び特別永住者については住民票の写し及び同項の申請の事由を証する書類とし、出入国管理及び難民認定法第十九條の三各号に掲げる者については旅券その他の身分を証する書類とする。）を加える。」

第七條第二項中「申請書」の下に「戸籍の謄本若しくは抄本又は住民票の写し（住民基本台帳法第七條第五号に掲げる事項（中长期在留者及び特別永住者については、同法第三十條の四十五に規定する国籍等）を記載したものに限り。）（出入国管理及び難民認定法第十九條の三各号に掲げる者については、旅券その他の身分を証する書類の写し）を添え、これを加える。」  
附則  
この省令は、公布の日から施行する。

より学士の学位を授与された者（当該課程を修めた者に限り。又はこれと同等以上の学力を有すると認められる者を含む。第十八條の四第一号において同じ。）で、その後二年以上産業安全の実務に従事した経験を有するもの  
第十八條の七第一号中「卒業した者」の下に「（大学評価・学位授与機構により学士の学位を授与された者又はこれと同等以上の学力を有する者を含む。別表第五第一号の表及び別表第五第二号の表において同じ。）」を加え、同条第二号中「卒業した者」の下に「（学校教育法施行規則（昭和二十二年労働省令第十一号）第五百五十條に規定する者又はこれと同等以上の学力を有する者を含む。別表第五第一号の表及び第一号の表において同じ。）」を加える。  
第四十二條第一項中「職業能力開発促進法」の下に「（昭和四十四年法律第六十四号）」を加える。  
第六十六條に次の一号を加える。  
三 免許を受けた者から当該免許の取消しの申請があつたとき。  
第六十七條の次に次の一条を加える。  
（免許の取消しの申請手続）  
第六十七條の二 免許を受けた者は、当該免許の取消しの申請をしようとするときは、免許取消申請書（様式第十三号）を免許証の交付を受けた都道府県労働局長又はその者の住所を管轄する都道府県労働局長に提出しなければならない。

（労働災害防止団体系施行規則の一部改正）  
第一条第一号中「卒業した者」の下に「（独立行政法人大学評価・学位授与機構（次条第二号において「機構」という。）により学士の学位を授与された者（当該学科を修めた者に限り。又はこれと同等以上の学力を有する者を含む。））を加える。」  
第二条第二号中「卒業した者」の下に「（機構により学士の学位を授与された者（当該学科を修めた者に限り。又はこれと同等以上の学力を有する者を含む。））を加える。」  
第十二条中「様式第二十一号の二」を「様式第二十一号の二」に改める。  
（労働安全衛生規則の一部改正）  
第二条 労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号）の一部を次のように改正する。  
第五條第一号イを次のように改める。  
イ 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学（旧大学令（大正七十七年勅令第三百八十八号）による大学を含む。以下同じ。）又は高等専門学校（旧専門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）による専門学校を含む。以下同じ。）における理科系統の正規の課程を修めた者（独立行政法人大学評価・学位授与機構（以下「大学評価・学位授与機構」という。）に

より学士の学位を授与された者（当該課程を修めた者に限り。又はこれと同等以上の学力を有すると認められる者を含む。第十八條の四第一号において同じ。）で、その後二年以上産業安全の実務に従事した経験を有するもの  
第十八條の七第一号中「卒業した者」の下に「（大学評価・学位授与機構により学士の学位を授与された者又はこれと同等以上の学力を有する者を含む。別表第五第一号の表及び別表第五第二号の表において同じ。）」を加え、同条第二号中「卒業した者」の下に「（学校教育法施行規則（昭和二十二年労働省令第十一号）第五百五十條に規定する者又はこれと同等以上の学力を有する者を含む。別表第五第一号の表及び第一号の表において同じ。）」を加える。  
第四十二條第一項中「職業能力開発促進法」の下に「（昭和四十四年法律第六十四号）」を加える。  
第六十六條に次の一号を加える。  
三 免許を受けた者から当該免許の取消しの申請があつたとき。  
第六十七條の次に次の一条を加える。  
（免許の取消しの申請手続）  
第六十七條の二 免許を受けた者は、当該免許の取消しの申請をしようとするときは、免許取消申請書（様式第十三号）を免許証の交付を受けた都道府県労働局長又はその者の住所を管轄する都道府県労働局長に提出しなければならない。

（労働災害防止団体系施行規則の一部改正）  
第一条第一号中「卒業した者」の下に「（独立行政法人大学評価・学位授与機構（次条第二号において「機構」という。）により学士の学位を授与された者（当該学科を修めた者に限り。又はこれと同等以上の学力を有する者を含む。））を加える。」  
第二条第二号中「卒業した者」の下に「（機構により学士の学位を授与された者（当該学科を修めた者に限り。又はこれと同等以上の学力を有する者を含む。））を加える。」  
第十二条中「様式第二十一号の二」を「様式第二十一号の二」に改める。  
（労働安全衛生規則の一部改正）  
第二条 労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号）の一部を次のように改正する。  
第五條第一号イを次のように改める。  
イ 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学（旧大学令（大正七十七年勅令第三百八十八号）による大学を含む。以下同じ。）又は高等専門学校（旧専門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）による専門学校を含む。以下同じ。）における理科系統の正規の課程を修めた者（独立行政法人大学評価・学位授与機構（以下「大学評価・学位授与機構」という。）に

より学士の学位を授与された者（当該課程を修めた者に限り。又はこれと同等以上の学力を有すると認められる者を含む。第十八條の四第一号において同じ。）で、その後二年以上産業安全の実務に従事した経験を有するもの  
第十八條の七第一号中「卒業した者」の下に「（大学評価・学位授与機構により学士の学位を授与された者又はこれと同等以上の学力を有する者を含む。別表第五第一号の表及び別表第五第二号の表において同じ。）」を加え、同条第二号中「卒業した者」の下に「（学校教育法施行規則（昭和二十二年労働省令第十一号）第五百五十條に規定する者又はこれと同等以上の学力を有する者を含む。別表第五第一号の表及び第一号の表において同じ。）」を加える。  
第四十二條第一項中「職業能力開発促進法」の下に「（昭和四十四年法律第六十四号）」を加える。  
第六十六條に次の一号を加える。  
三 免許を受けた者から当該免許の取消しの申請があつたとき。  
第六十七條の次に次の一条を加える。  
（免許の取消しの申請手続）  
第六十七條の二 免許を受けた者は、当該免許の取消しの申請をしようとするときは、免許取消申請書（様式第十三号）を免許証の交付を受けた都道府県労働局長又はその者の住所を管轄する都道府県労働局長に提出しなければならない。